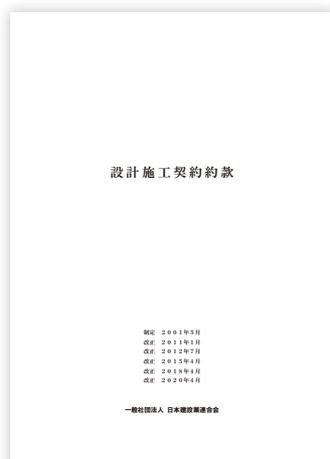


# 設計施工契約約款を改正



日建連建築制度委員会(奥村洋治委員長[㈱フジタ社長])はこのたび、設計施工契約約款(以下、日建連約款)を改正しました。

日建連ではこれまで、多様な発注方式のなかでも、総合建設会社がより、その持ち味を発揮することができる設計施工一貫方式に関して、多くの発注者の皆様にその特徴や利点について理解を深めてもらうため、PRパンフレットを作成するなど情報の提供に努めてきました。

日建連は、民間建築工事に用いる設計施工一貫方式の唯一のモデル契約約款として2001年、旧建築業協会(BCS)時代に「BCS設計施工契約約款」(現在の日建連約款)を作成・公表し、設計施工一貫方式がより多くのプロジェクトにおいて採用されるための環境整備を行いました。

その後、日建連約款作成時に参考としていた「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款」及び「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」が2009年に改正されたため、2011年1月、より広く利用される契約約款となるよう大幅な見直しを行いました(2012年7月、反社会的勢力の排除に関する条項を挿入。2015年4月、改正建築士法への対応。2018年4月、請負代金内訳書に法定福利費を明示する旨の条項を追加)。

今回の改正は、2020年4月施行の改正民法(債権関係)及び2020年10月施行の改正建設業法を受け、「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款」及び「四会連合

協定建築設計・監理等業務委託契約約款」が改正されたことから、これらに倣い、以下の見直しを行いました。

- 瑕疵担保責任・同担保期間を契約不適合責任・同責任期間へと文言が改められるとともに内容の変更を行った。
- 「実施設計成果物の契約不適合」に関しては、受注者に帰責事由がある債務不履行による契約不適合と定義し、「施工上の契約不適合」と区別した。
- 契約不適合責任の内容として、代金減額請求権及び契約解除権を追加した。
- 解除規定を整理し、催告による解除(催告解除)と催告によらない解除(無催告解除)に分けて規定した。
- 契約解除に伴う措置を工事完成前と工事完成後に分けて規定した。
- 働き方改革を推進した改正建設業法を受け、著しく短い工期(変更)の禁止を規定した。
- 秘密保持条項を整理し直した。

また、これまで、設計施工一貫プロジェクトの契約形態(過程)に応じて、(A)方式(設計合意書と設計施工契約書を用いて契約を締結する方式)による約款と(B)方式(設計施工契約書と工事確定合意書を用いて契約を締結する方式)による約款の二種類を使用していましたが、両約款の条項間の調整を行い、二つの約款を一本化しました。

新日建連約款は、4月の改正民法の施行に合わせ4月1日(水)から使用を開始します。

発行：一般社団法人 日本建設業連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館

TEL 03-3553-4095 FAX 03-3551-4954

URL <https://www.nikkenren.com/>

発行者：山本徳治

企画・編集：一般社団法人 日本建設業連合会 広報委員会

制作：株式会社Kプロビジョン

デザイン・印刷：株式会社スリーライト